

令和2年 第8回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和2年8月28日（金）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール2階 2-2会議室
3. 出席委員 11名
会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
8番 佐 藤 孝 雄
9番 佐 藤 一 富
10番 麻 生 秀 昭
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 なし
5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程
 - (1) 出席確認
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 議 事
 - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
 - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
 - ④ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
 - ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）
 - ⑥ その他
 - (4) その他

7. 出席職員
農業委員会事務局職員
事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第8回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。
次に、会議録署名人の1名を指名します。
本日の会議録署名委員は、議席番号9番 佐藤 一富委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお願ひします。
次に、採決についてお諮りします。
これから、採決します日程第1から第12までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。
農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくお願ひします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」
(議案第1～3号 3件)

議 長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議 長

議案1号から3号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思ひます。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第4～7号 4件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

3番 高田 英 委員

そうですね。

農地への間を取るというのは、逆にやり方としてはいいのかなという気がします。あんまりぎちぎちに設置してパネルの上を流れた水がばーっといっぺんに流れるよりもこういうやり方の方がいいのかなという気がします。

議 長

普通のやつはもう敷地いっぱいにするもんなあ。

3番 高田 英 委員

そうですね。

議 長

今回は周りが全部の方向が空いているから、県に行った時に何か言われるかなと思うけど。

3番 高田 英 委員

西側は木が結構立ってるんです。北側と西側は木があるんで、その方向は影になるし木が倒れるかもしれないから開けてあるんです。

事 務 局

これは、ちょっとみても右も左も間が空いてるわな。パネルの数は、太陽光を売る方としたら考えられんのかな。量が増えれば売電も増えるのでは。

3番 高田 英 委員

増えるけど、高圧とかにもなってくるんで、今農地でやるようなのはほとんど低圧、50kw以下が低圧で50kw以上になると高圧になるんで九電との契約が全然変わってくるので……。

事 務 局

売る方としたら多い方がいいんじゃないですか？

3番 高田 英 委員

そりゃ多い方がいいでしょうけど…、どうなんでしょうかね？
私もそこまでは詳しくは…。

事 務 局

普段なら土地の有効利用を考えたときはもうちょっと太陽光を敷き詰めて売電して発電量を増やした方がいいんじゃないかなって。あまり空白部分が多いもので。

3番 高田 英 委員

うーん、高圧線との兼ね合いとかがあるんじゃないかな。
あんまりその高圧、50kw以上の出力の発電所ってあんまり聞かないと思いますよ。最近やった中で。

事 務 局

ここについては事務局の中でも結構話をしたんですけど、農地転用の一般基準の中

陽光発電でもあるし。

土地の利用部分については正直ケースバイケースのところがあります。斜面の部分が多く入っているとパネルを置くのに適さない部分が多いとかであればその部分が空白でもしょうがないとみなされる場合も当然ありますが、ここについてはけっこう平坦なところでありまして。西側には木がありますが、東側と南側については開けておりますので、パネルを置こうと思えば置けるだろうと思える場所であるのでちょっとそこが微妙なのかなという所です。

太陽光についてはいろんな後々トラブルが起こることが多いので正式に、それこそ土地改良区の面積が転用で減るわけでしょ？だからまあそういうのを踏まえて、今言うように分筆はしないということと、片方に寄せたりもしないということで、これを通すということであれば、そういう今後の話の中でも出てくる話題じゃないかなと思っていますので。

これがいいじゃないかということであれば、もちろんそういう話になってくると思いますので、このあたりについて皆さんの意見を聞きたいと思っています。

多分、県にこのまま上げてちょっと周りが広いのではと言われると思います。で、これが総会ですんなりと通ったのであれば市の委員会は通りましたのでというしかありませんので。

8番 佐藤 孝雄 委員
これ周りはまだ田ですか？

事務局
そうですね。

8番 佐藤 孝雄 委員
周りの田の人とはちゃんと相談しているんでしょうね。

事務局
渡人が地元の人なんで…。隣地同意もちゃんと取れていますし、一部経緯書はありますが。
経緯書は地元になくて音信不通の人と先祖の名前が残っていたというものなので。周りにおられる方の同意書は取れているので。

8番 佐藤 孝雄 委員
太陽光を設置するのというぐらいの話はしてる？書き物まではしてなくていいけど。

事務局
図で言うと右と下に田んぼがありますが、その同意は取れてますので付近の耕作者への同意っていう所は大丈夫かなと思います。

8番 佐藤 孝雄 委員
あとで何か出てくると言えば、近所の人苦情を言ってくるというのがあるかな。

事務局

まあ、一般的にはそうですね。

議 長

そうですね。

ただ今回がこれで通れば、また次に3反ぐらいの農地を1反ぐらいちょっとしか太陽光しなくても通さないと行けなくなってしまうよね、こういうことがあったときには。

4番 大野 重利 委員

これはあれですか、東か西の方に寄せて半分ぐらいは農地として使用するよいかという指導はできないんですか？

事 務 局

言うだけはできるかと思うんですけど、今回は高田委員が行政書士として委任を受けられてるので、これ余白がちょっと広くないですかって問いかけはしたんですけど、先ほどのような日陰になるとか隣地への影響を最小限にするためとかの理由でこういう形で出てきています。

ただ今回の総会で広いんじゃないかと決が出れば改めて、市の総会でこういう意見になったけどどうですかという投げかけは、まああくまでも投げかけですが、できるのかと思います。

9番 佐藤 一富 委員

難しいところですよね。土地の持ち主としては、もうすべてそうしてほしいということ？

事 務 局

正直そうですね。もう田んぼをされていない方なのでまとめて処分したいかと。

3番 高田 英 委員

地権者としては分筆して耕作しないといけないところが残っても困ると思う。

9番 佐藤 一富 委員

それが市としてはちょっと広すぎるな、困ったなということ。

でも持ち主がさっき言ったみたいに高齢化してて、管理もできないからこういう太陽光とかに売ろうということですよ。そうなると分筆までしてお金かけて、そこまでしろというのは…。

事 務 局

そこが今回難しいところで…。

もし分筆しないのなら、私がさっき言ったみたいにぼっと思いつくのはパネルをもっと増やせばもっと売電金額も増えるのにといいことだけど、50kwという区切りがあるならこういう形になるのかなというのはわかるけど、今言ったみたいに事務局とすれば今後の判断への影響がなければという話だと思う。

あそこはいい、ここは悪いとする基準があれば一番いいのだけど。でも基準はない。基準がないから審議してもらって県に説明するしかないという話になるのだけれども。なので、例えばパネルを端に寄せて分筆してもらおうとか…。

すかね？

あの一、3000㎡を超えると県農業会議の常設審議会というところで、普通の県の許可じゃなくてももう一個審議会にかけないといけなくなって、そこでの質問が多分出ると思います。その審議会にかけられないで普通の進達で県許可ならわからないけど、3000㎡を超えると常設審議会っていうので、各農業委員会の会長とかが来るんですけど、そのなかでどういう説明をするのかっていうのを踏まえて皆さんのご意見を聞きたいというところなんです。

議 長

私も出席するんですが、いろんな人から質問が出てそれに答えないといけないんですよ。いろいろ突っ込んでくるものですから。

事 務 局

3000㎡を超えているというのが大きい。

議 長

3000㎡を超えてなければまだマシなんですけどね。

事 務 局

今回、この委員会で諮っておきたいのが、転用面積が適正と判断するかどうかっていうところと、許可相当か不許可相当かかっていう所です。

その二つを諮ってもらえれば意見書に書いて、その結果のとおり私が説明をします。

6 番 式田 信一 委員

これ仮にパネルを右の方にずらして設置して、左側を雑種地にするとかいうような申請だったらどうにかならないんですかね。

事 務 局

目的があればできます。

しかし、申請目的を太陽光兼〇〇とするのは利用実態的に厳しいと思うので、どちらにしても分筆をする必要はあるのではないかなと思いますね。

6 番 式田 信一 委員

図を見るとやっぱり半分ぐらいの面積は余ってしまいそうだから…、うーん…。

事 務 局

配置は右に寄せてもいいですし、図にあるように左下から右上に向けて1枚、2枚、3枚と田がありますので、多分寄せれば田んぼ2枚に収まると思うので1枚はそのまま残すとかいう分け方は考えられるんですけど、残したところでその農地を使うかどうかという話には当然なってくるかだと思います。

何回もいうけど、3000㎡を超えていなければ日陰になる部分があるとかは担当者レベルの話になるけど、3000㎡以上で常設審議会にかけるとかなりの説明が必要になるため、それでちゃんと答えられないと由布市の総会はこれを通したのと言われかねないのでしっかりと審議しておきたいということです。事務局とすればまず3000㎡以上というのが引っかかるし、余白地が多いので、そのちゃんとした答弁ができれば大丈夫なのかなと思っています。

事務局

いや、倍でも全然採算は取れないと思います。高圧になると負担金の額が全然違う。面積的にはそれができれば一番いいですけど。

素人からすれば、パネルを倍にすれば売電も倍儲けていいじゃないかって思うけど、そう単純な話じゃないんでしょうね。

議長

ここは景観的にはどうだろうか。周りに植樹するとか、そういうのは無理かな。

事務局

いやー、日当たりに影響するから厳しいかと。

議長

いや、塚原のメガソーラーは景観が悪くなるとかいろいろ言われて植樹とかしてたからな。

2番 竹内 正敏 委員

空いてるところに果樹とか植えるとかじゃ駄目なんかな。

事務局

その時も分筆が必要ですね。

2番 竹内 正敏 委員

ああ、分筆がいるの。

事務局

果樹部分は農地扱いになるので。

2番 竹内 正敏 委員

資材置場であれば大丈夫なの？

事務局

資材置場であれば通るかと思うんですけど、今回の受人が遠方の法人なので自社で資材置場を使うというのは考えにくいので難しいかと。

2番 竹内 正敏 委員

通してあげたいけどなあ。

事務局

面積が広いというのはいいのですが、パネルの数と面積のバランスとか分筆はできないかが問題で、どれかが進めばできないこともないけど…。

大きく分けて最終的には2つ、許可相当なのか不許可相当なのかということになると思うんですけど。売主側に寄り添って、まとめて土地を処分したいだろうからこの面積で許可相当と判断するのであれば先ほど高田委員が言ってくれたような、影の部分や管理をしやすいするためのスペースがから距離を取っているということで常設と県に説明して、最終的には県の判断ということになると。

ます。

例えば、うちで不許可相当になって県に進達したらある程度やり取りがあると思うので、そこで何かあったら取り下げということになるか不許可通知が来るかのどちらかになるのかなと。そうになったら業者含めての話となりますが、自分的には取り下げとなる場合が多いのではないかと思います。農振とかでも結構取下げになるのがあったりするのです。

9番 佐藤 一富 委員

それやと何か月ぐらいかかるのかな。

事務局

ちょっと前例がないのでそこは・・・。

不許可相当みたいな案件はほとんど進達することがない。だから今回こんなに悩んでいる。

まあ、許可できないような案件、例えば一種農地で家を建設したいとかいうような場合の相談があった際にはここではできませんということで説明して納得してもらえることが多いんですけど…。

今回は一種農地とかとは違って具体的な基準がないので難しいです。基準があればこういうことで駄目ですと具体的に説明できるんですけど。

ただ、これを今言うように進達したときに、一つは3000㎡を超えると常設審議会で説明しないとイケなくいろいろ突っ込まれる可能性が高くなるので、皆さんの意見をよくまとめて進達できればなという。

なので、さっき高田委員が説明してくれたような理由をつけて進達するのか、それか不許可相当とするのかというのが難しいところです。

9番 佐藤 一富 委員

影がどうだこうだと言っても、転用する農地の半分にもならないような転用面積で上が納得するかしないかだ。私は大いに首をかしげると思う。

3番 高田 英 委員

難しいのは、その面積の基準がないんです

事務局

そこが難しい。

例えば総面積の50%以上施設面積があれば、30%以上あればというようなものがあればわかりやすいのですが。まあ、土地の状況によるからだと思うのですが、そういったものが無いので。

県に聞いたら、過去には転用面積を発電容量で割ったもの、1kw発電するのに何平米使っているかというものを判断に使っていたことがあったらしいということは聞きました。例えば100kw発電するのに10000㎡使うのと1000㎡使うのだったら、1000㎡の方がより効率的に土地を利用できているということです。

それで、この発電所についてその計算で数値を出してみると、過去の同程度の発電所に比べて3倍くらいの面積を使用していることになります。

ただ、今はその割り戻した1kw当たりの面積が何㎡いないならいいとかいう運用はしていないらしいので、これを基準として判断することはできないけど通常よりは広

い面積であることは間違いないということは県から言われました。

8番 佐藤 孝雄 委員

これな、悪く受け取ればの話になるけど、農地をこの会社が買うのに太陽光を設置するというのを理由にしてこうやってる可能性もあるわけでしょ。

事務局

そうですね、空いたスペースで何をするんですかというような話になりますね。目的が無いのに転用させるのかという。

8番 佐藤 孝雄 委員

それは難しいでしょ。

事務局

難しいですね。

10番 麻生 秀昭 委員

大分では認められたんだから、みたいな話をよその県でされるかもしれないし。悪い前例になるかもしれないとしたら悩ましい。

3番 高田 英 委員

この業者曰く、宮崎県では日陰部分はちゃんと見てくれたという話はしてた。

事務局

日陰があつたら置かなくてもいいということ？

3番 高田 英 委員

日陰になる部分はずらしていいというような言い方をしてた。

事務局

私も、今回の西側の日陰は多分問題ないと思うんですけど。東側の空白部分が無ければ多分しょうがないねっていう判断をしたかと思います。でも、今回は東側の空白も結構広いもので、全体で見たときに相当使用率が悪くなってしまうので。

それで、説明理由の草刈りと雨水の浸透のためっていうのはちょっと弱いんじゃないかなと正直思っています。

これ仮の話で、パネルをもうちょっと増やして50kw以上は売電しませんよっていうのはできないの？とりあえず面積をおかしくないぐらい埋めてしまう感じで。そんなのができるのかはよくわからんけど。

3番 高田 英 委員

添付資料の経済産業省の認定の書類にパネル枚数って入ってたよね？枚数が入ってるからそれは難しいと思う。

議長

これ事務所を作るとかそういうのはできないだろうか。

3番 高田 英 委員

管理用の道具を入れる倉庫程度でしょうね、できたとしても。

議 長

倉庫だったら面積も知れてますね。

3番 高田 英 委員
まあ、あとは皆様のご判断にお任せします。

9番 佐藤 一富 委員
ここまでの話を聞いてると、県ではねられる可能性が高いと思う、無理に上げたとしても。
事務局も議長も困るだろうし、上げたときに突っ込みを受けて説明できるか…。

3番 高田 英 委員
だから、それは県の審議会とか県の審査の中ではっきりすることだろうからそれでいいと思う。
県に対する苦しい答弁の中でどう判断されるのか、それはそれで別にいい。
それでダメならしょうがないから。

6番 式田 信一 委員
業者に言って分筆するようにはできないの。

事 務 局

まあ、3000㎡を超えなければそれが一番いい。そうしたら常設審議会にかけなくていいから。
今回は3000㎡以上で常設審議会にかかるもんだから、一つはこれが難しい。

今の配置のままでも、コの字型に分筆すれば転用することも可能かと思いますが、そうすると周りが完全に死に地になるため、できるなら片側に寄せて半々に分筆するのが一般的にはセオリーです。

3番 高田 英 委員
業者からは分筆したくないって聞いているけど…。
ちょっとこの案件後回しにしてくれませんか？電話で確認してみるの。
もし業者が分筆するというなら、今日は保留してもらえれば。

議 長

わかりました。
ではこの案件はいったん後回しにしまして、先にいきます。
では次の議案10号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員
ここは先般も転用の申請があったりして毎月毎月団地化されているような地域です。
それで申請地については旧道の道下に位置する角地というような感じで三角地です。
地域の状況もあるので宅地にするということでやむを得ないのかなと判断しました。
よろしくお願いします。

議　　長
医大ヶ丘のところかな。

10番 麻生 秀昭 委員
医大ヶ丘じゃなくて北方ですね。ジャスコの手前を上がったところ。

議　　長
信号機を上がっていくところですね。

それでは、この議案10号について、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案11号ですが、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

これは、資料の19ページと20ページをご覧ください。

旧挾間町時代に農業開発公社が分譲したところの一番上になるんですが、古野の県道からは少し下がったところにあります。

申請地の裏には古野郷公民館がありまして、団地の中で唯一ここに農地が残っていたんですがこれを分譲するという事です。

ここに3軒建つということで。

議　　長
それでは、この議案11号について、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案12号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

資料では23ページになります。

先ほどの古野から朴木の方へまっすぐ進むと由布川グラウンドがありますが、そのグラウンドの下にある海老毛という地区でございます。

その地区の入り口付近にある、またここも三角地みたいのところなんですが、一般住宅を建設したいということでございます。よろしくお願いします。

議 長

それでは、この議案12号について、ご質問があればお願いします。
質問はありませんか。

(5番 江藤 国子委員より挙手有り。)

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

資料25ページを見ると、庭にトラクターとかコンバインとか直に置くようになっているんですけど、普通農家だとこんなことしないんだけどいいのかなと思って。

事務局

まあ、本人がここに置くって言ってるんで…。
将来的には掘っ立て小屋ぐらいは建てるつもりかもしれませんが。
とりあえず置くスペースとしてはここを考えているという意味で図示しているのかと思います。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案13号ですが、議席番号6番 式田 信一委員より説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

それでは議案番号13番について説明をします。

この案件の渡人は受人である会社の社長でして、個人名義から会社の名義に変えて貸倉庫を建てるという申請です。

地理的には駅から歩いて2~3分ぐらいのところですが。

資料の位置図を見てもらうとわかるかと思いますが、周りほとんど住宅が建っているような状況です。宅地の南側に申請地の畑がありまして、そこを整地して貸倉庫にしたいということです。審議よろしくお願いします。

議 長

貸倉庫を作るということですね。

6番 式田 信一 委員

はい。

現状は畑となっておりますが、ほとんど荒れているような状態です。

3番 高田 英 委員
あー、どうでしょう。1か月待つなら待ってもいいかもしれないけど…。

9番 佐藤 一富 委員
その待ってる間に…。

事務局
保留したとしても方針が出ないことには業者に言いようがないので…。

9番 佐藤 一富 委員
でもこのまま上げたって戻ってきたりして1～2ヶ月は軽くかかってしまうんじゃない？

3番 高田 英 委員
でも待つっていうことは分筆ありきでということになるでしょうから、私としては進達して県の判断で不許可になったらそれを業者に伝えます。その方が言いやすいので。

議長
じゃあ皆さん、許可相当と認める委員の挙手を求めますわ。それで県にいっぺん出してみます。
それでいろいろ言われたら分筆とか方向性考えていきましょう。

事務局
会長、許可相当で出すんですか？
許可相当で出すということは適正な面積と認めるということになりますけど…。

議長
認めるということになるわな。

事務局
なので、どちらかですよね。
適正な面積と認めて許可相当として出すか、過大な面積だということで不許可相当で出すかの二択です。
どちらにしても県に進達は行います。
もし不許可相当と判断されたら、うちはこういう判断になったけどどうしますかと業者に投げかけて、このままでいいと言われてればそのまま県へ進達して、修正するというなら次回修正して出しておいてもらうということになると思います。
この委員会として、この転用面積が適正なのか過大なのかというのがこの判断の根っこですね。

3番 高田 英 委員
ちょっと業者から電話かかってきたので出ます。
すみません、続きを先にしててください。

議長
では日程4を先にします。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案26号です。質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案26号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案27号です。質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案27号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案28号です。質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案28号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案29号です。質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案29号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第5「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）」

(議案第30～31号 2件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、議案朗読説明。

議 長

それでは議案30号の案件、質問があればお願いいたします。
ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案30号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案31号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員さんが農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席を致します。

(11番 佐藤 富雄 委員 退席)

それでは議案31号の案件、質問があればお願いいたします。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案31号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

佐藤委員さん、お入りください。

(11番 佐藤 富雄委員 入室。)

坂本委員さんに報告します。全員一致で許可相当という意見を下しました。

11番 佐藤 富雄 委員
ありがとうございました。

議 長

では、先ほど途中だった案件について、高田さん連絡つきましたか？

3番 高田 英 委員
連絡つきました。
とりあえず、先ほど私が言ったようにこのままどちらにしても県まで出してください。

事 務 局

では訂正の意思はないということなので、うちの意見として許可相当なのか不許可相当か、どちらかで議決を取っていただければと。

2番 竹内 正敏 委員
不許可でも県に上げられる？

事 務 局

上げられます。あくまでの由布市農業委員会の意見を付して進達ということなので、面積が過大なのではないかという意見を付して県へ進達します。

それか、いつものように転用面積はこれで問題ないということで許可相当として進達するかということですね。

議

長

はい、では諮ります。

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 少数)

では、不許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

では挙手多数の為、不許可相当を皆さんの意見として県の方へ進達します。

事務局

わかりました。

では、転用面積が現状では過大であるという旨の意見を付して県の方へ進達したいと思えます。

結果については来月以降報告させていただきます。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。